

平成24年度 全国知的障害関係施設長等会議

# 障害者相談支援の 現状と今後の方向性

NPO法人日本相談支援専門員協会  
代表 門屋充郎  
(NPO法人十勝障がい者支援センター)

# 障害者制度の変化と相談支援

平成14年度まで

平成15年～

平成18年～

?平成25年～

相談支援 本人主導

相談援助 専門職主導 パターナリズム たらい回し

措置制度

公的責任(税金)  
家族・専門職・行政主導

支援費制度

契約福祉(税金)

障害者自立支援法

契約福祉(応益負担)

障害者総合支援法?

障害者総合福祉法

本人主導

?

社会モデル(これから)

医学モデル(今まで)

障害者ケアガイドライン

相談支援の手引き

相談支援ガイドライン

# これからの障害者支援の基本

相談支援が暮らしを支える

これから

今まで

地域で暮らす

= 24時間を地域の社会資源で支える

入所・入院  
施設

24時間  
完結型  
夜間  
(居住)

日中活動  
相談援助  
すべてが

包括される

移行

本財 人  
職 員  
の 地 域  
移 行

③住居

居 宅  
グループホーム  
ケアホーム  
アパート  
公営住宅  
等

④日課

各種通所資源

就労

実習  
保護的・援助付  
一般就労など

⑤余暇

自由な  
空間と時間  
解放

①相談支援体制の確立

地域ケアシステム

ケアマネジメントの展開

②自立支援協議会／官民協働

個別支援課題から地域課題解決へ

# 今までの相談

- 医学モデル中心
- 障害者を対象化した相談援助
- パターナリズムを基本として
- 代理行為を基本とした相談
- 施設完結型・家族完結型支援における相談
- 支援限定的相談
- 専門分化による部分相談・判定・ラベリング
- たらい回し相談 紹介相談

# 今の相談支援

- 『相談』の多様化と混在・過渡期的状況
- 今までの基本理念とこれからの理念の対立・共存・協調関係へ
- 相談援助から支援への変化
- 対象化して世話を基本とした支援から主体化を目指して自立へ向かう相談へ(混在)
- 専門職主導のケアマネジメントから本人主導のケアマネジメントへ
- 脱施設・脱完結から『相談』の独立化

ノーマライゼーション社会を目指すのか

# これからの相談

- 本人中心の相談支援と相談の社会化と独立化
- 社会モデルを基本とした相談支援
- 地域生活支援の継続的包括的寄り添い相談
- 新しい自立(人間の尊厳を基本)の考え方
- セルフマネジメントとケアマネジメントによる地域生活の基本に据えられる相談
- サービス提供事業所・サービス決定行政・本人主体の関係を支える相談支援

# 今までとこれから 関係性はどう変わるのか

医学(個人)モデルから生活(社会)モデルへ

客体化(対象化)から主体化へ

医学モデル(今まで)

生活モデル(これから)

目的・目標

治療・訓練・指導

独自のライフスタイル

主体  
アセスメント  
関係性Ⅰ  
関係性Ⅱ  
関係性Ⅲ  
意思決定  
運営

治療・援助スタッフ  
疾病・症状・程度  
治療・援助関係  
担当者役割  
専門職・職員主導  
正解の追求  
能率・効果

利用者(消費者)  
人と環境の全体性  
共に歩む関係  
選ばれる関係  
本人主導  
自己言及性  
時熟

# 変わります 価値観の転換です

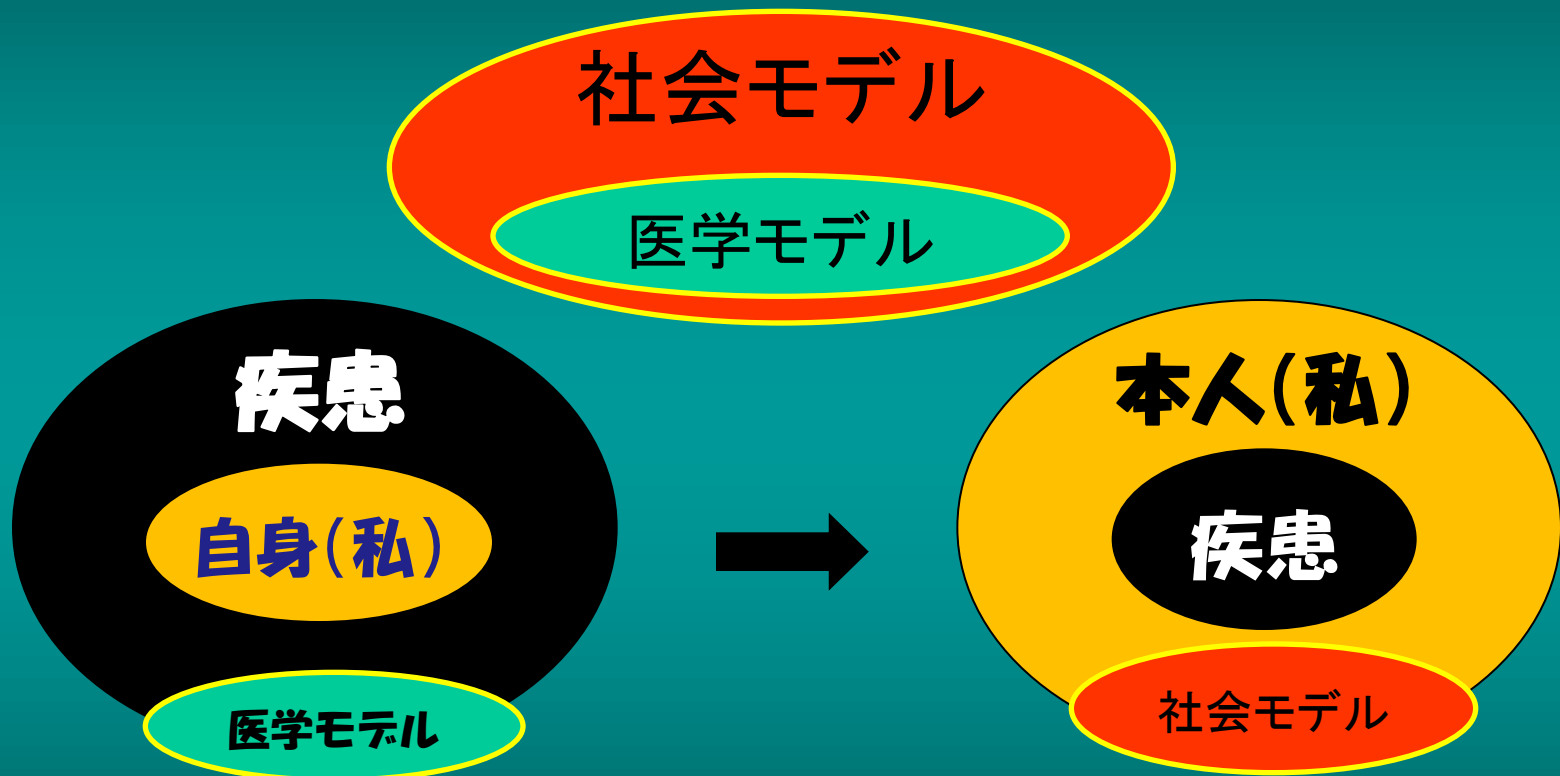
## 施設中心から地域生活中心へ

- ・ 児童の施設に18歳を超えているのは 社会的入院者を入院させ続けているのは 施設入所(院)者がこんなにいるのは  
やめてください
- ・ 障害者支援を家族が行うのが当たり前として家族に責任と負担を強いてきた  
家族扶養や保護者制度の廃止を
- ・ 社会は労働力を確保するために施設等で世話することを求めてきた(他の障害も高齢福祉施策も同様に) 正常?でなければ一人前でない 支援されての自立は自立でない・・・との価値尺度を社会が変えなければ  
まずは関わっている人から  
これからは施設・病院(入院)ではなく地域で支援を受けながら普通に暮らせることを当たり前



医学モデルによる  
今までの関係  
相談援助関係

社会モデルによる  
これからの関係  
相談支援関係



ステレオタイプな理解とパターンリズム援助から

個別化理解と本人中心支援へ

# 社会モデルに変えるには パラダイムの転換が必要

今まで

施設化  
完結主義(専門職中心)  
措置(行政処分)  
家族扶養  
中心化(専門分化)  
パターナリズム(押し付け)  
区別・差別・障害程度  
個人モデル(医学モデル)

これから

脱施設化(地域ケア中心)  
脱完結主義(みんなで支援)  
契約(自己決定)  
社会扶養  
脱中心化(連携)  
脱パターナリズム  
人間の尊厳  
社会モデル(生活モデル)

患者・治療者      利用者・援助者関係の変化  
施設ケアから地域ケア中心へ

相談支援専門員は

相談支援は本人中心・主体となる

本人主導の活動が

相談支援事業の社会化

行政とサービス事業からの独立  
地域ケアの要役としての中立・公平

# 今までの相談支援は

- 施設福祉 措置福祉などの長い歴史では
- 本人は対象化され 家族意向・専門家?意見中心
- 障害者の相談支援の中心は行政 大部分は紹介  
民間は専門分化した部分相談・施設内相談
- 相談とは市町村の窓口相談 制度内限定相談  
行政処分の対象判断と処分(利用)内容の提示・決定  
施設・機関等への紹介機能中心
- 相談とは「判定」というラベリング(スティグマ)することから始まる  
障害認定・選別・地域からの排除システムとなりやすい相談から。機関完結的相談 施設  
化処遇の適応支援 二次障害を助長
- 施設内適応と環境・関係性が施設症を生むことに
- 地域支援も専門分化された完結的・パターンリズム  
を基調とした支援であった

# 相談支援専門職の今まで

- 専門分化  
障害別 制度別 専門領域別と細分化 完結的  
縦の援助構造(上下関係とパターンリズム)
- ソーシャルワーク専門職の業務は役割分担され面接をしたことのない専門職も 相談専門職の自覚ない人たちも ソーシャルワーカーとはいいがたい
- 専門職でありながら支援は所属する施設などの画一化・集団化された支援方法(枠組み)を基本とし、個別支援は枠組みを超えない世話・指導・訓練など

# 相談支援専門員の役割・立場

- ・ 本人に寄り添える存在
- ・ 公平で中立な立場として、所属機関に縛られないために行政とサービス事業から独立していること
- ・ 本人中心・主体を基本とし信頼関係が結べること
- ・ 本人と信頼関係を深めつつ相談支援すること
- ・ 本人とともに本人のニーズを明らかにできること
- ・ 本人の権利擁護者ではないが伴走者であること
- ・ 自己開示・限界を説明でき、バウンダリーについて理解していること
- ・ 本人のニーズを満たすためにフォーマル・インフォーマルとの協議調整ができること
- ・ 資源開発を常に意識し取組めること
- ・ ワンストップの相談支援者として対応できること

## 相談支援専門員に求められる資質

- ①信頼関係を形成する力
- ②専門的面接力
- ③ニーズを出す  
アセスメント力
- ④サービスの知識や  
体験的理解力
- ⑤社会資源の改善や  
開発に取り組む姿勢
- ⑥支援ネットワーク  
の形成力
- ⑦チームアプローチを  
展開する力

## 相談支援専門員に必要な技法

- 直接技法 ・ケースワーク・グループワーク・カウンセリング その他
- 間接技法 ・ネゴシェーション ・ファシリテーション ・コーディネーション ・スーパービジョン ・システムオーガニゼーション

# これからの相談支援の過程

- 依存から自立へ
- 一度だけの人生を その人なりに
- 生涯の発達・成長の保証
- 自由・選択・自己決定 責任を伴う行動によって できる限り安全な試行錯誤 少々痛い目に会うことも 本人が選んで学び 社会性向上・成長・自我の強化
- train-place modelから (生活の場から)  
place-then-train modelへ

- 家族から他人へ (家族扶養から社会扶養へ)  
障害のある人もない人も同じように人生を送ることができる
- 「窓口・紹介・手続き・断続的・制度完結的」相談から「窓口・訪問・紹介・手続き・継続的・包括的」相談へ
- 分断(たらい回し)相談からワンストップ相談へ



# これからの相談支援

- ワンストップ
- 市町村窓口の手続き相談・紹介機能に加えて生活全般の相談支援へ
- 窓口相談中心から訪問相談支援が中心へ
- 事業所・施設内相談体制から地域ケア相談体制中心へ
- 家族・専門・行政中心から本人中心の相談へ
- 本人の希望から始まる生活(人生)支援
- ライフサイクルに沿った連続相談支援へ
- ケアマネジメントによる包括的総合的継続的支援(チーム支援)
- 制度利用と私的支援の統合についての相談
- 相談の基本に合理的配慮を

# 相談支援は本人中心・主体となる

本人主導

ピアサポートスペシャリスト  
エンパワメント運動などなど

## 相談の社会化が必要です

- ・ 今までの長く続いた、措置福祉・施設福祉は終わりました今までの相談は行政・家族・施設中心でした
- ・ これからは地域で支援することを基本とします。
- ・ 相談は窓口による制度の手続きと利用、世話してくれる施設などの紹介が主でした。家族に任せてきました。
- ・ 相談はそれぞれの施設などで指導・訓練・専門的助言が主でした
- ・ これからは、窓口だけでなく、訪問・継続相談も行われ、手続きや紹介や助言だけでなく、生活全般の継続的相談支援が普通になります。あなたの希望が何より優先される相談となりますワンストップ相談です。制度内ケアマネを包括したケアマネが展開されます。
- ・ 相談は行政・サービス事業から独立します。

# 21世紀の障害者生活支援

これから

・ノーマライゼーション・個別化(エンパワメント)・インクルージョン

- ・家族・行政主導から本人主導(中心・主体)
- ・施設内・行政・専門機関の相談から本人・地域ケア中心の差別なき生活支援(合理的配慮)へ
- ・基本システム 相談**援助**から相談**支援**体制へ

たらいまわしからワンストップ 地域生活支援のために

完結的相談と世話・指導・訓練から本人の希望を中心にした社会化された多様・重層的支援の体制へ ケアマネジメントによる支援体制

サービス事業・専門機関完結的支援から地域ケアのための総合・包括的生活支援と地域課題の検討などの活性化した自立支援協議会の家族からの自立・個としての支援が受けられる

義務的経費による財源確保

**これから  
共有したい社会(生活)モデル**

# 障害者の**生きづらさ**の捉え方

## 1 個人モデル individual model

伝統的・支配的な考え方

医学モデルによる個人へのアプローチ

対象化 区別 差別

## 2 社会モデル social model

個人中心と生活の全体性

人と環境の全体関連のなかで

主体化 対等 包摂

# これからの障害者支援の基本

本人中心・主体

社会モデル・生活モデル

障害者の**生きづらさ**は、「障害者の心身の機能障害に問題があるのではなく、そのような機能障害を持つ障害者を取りまく環境にある」という考え方。

- ・重症の障害であっても地域で自宅で治療と生活支援を受けることが可能であり、働くこともできるように(IPS)
- ・生活環境を整えることで、その人らしく生きられることは明らかであり、本人が望む学習・就労・結婚・子育てなどなど……を
- ・継続的に相談支援(ケアマネジメント)が行われる
- ・訪問相談・訪問・通所などの生活支援が基本となる

# 社会モデルと障害者支援の変化

個人（医学）モデル  
による支援

障害者施設等での訓練・指導

障害の克服・能力の獲得

地域生活は限られた人に

「一人ひとりの障害者の『心身機能の障害』そのものが、障害者の生きづらさを生み出す」という考え方。

社会（生活）モデル  
による支援

「できないこと」の承認

「できないこと」を支える  
サポート体制さえあれば

障害の種別や軽重に左右  
されない地域生活が可能

「障害者の生きづらさの原因は、障害者の機能障害に問題があるのではなく、そのような機能障害を持つ障害者を取りまく環境にある」という考え方。

# 関係性の変化

- 専門職主導                      個人モデル・医学モデル  
世話する・される関係    指導    訓練  
権威   上下   区別   依存   半自立  
同じ人間なのに社会的に違う存在として  
権利の限定化    いつまでも・まずは障害者として
- 本人中心・主体                      社会モデル・生活モデル  
ともに歩む関係    望む学習・訓練機会  
尊敬しあう    対等    個性を認め合う  
新しい自立の考え方    同じ人間として  
権利の平等(合理的配慮)



# 障害者自立支援法等の改正

調整法=つなぎ法

平成24年4月より  
相談支援を中心に

今国会上程の改正案も出されている障害者総合支援法？

4月から

現行

# 相談支援事業者

## 相談支援体制の強化

市町村による相談支援事業

### 市町村

指定相談支援事業者  
に委託可

- 障害者・障害児等からの相談(交付税)

### 一般的な相談支援(市町村委託)

- 福祉サービス利用・情報提供等の相談援助
- 社会生活全般にかかる相談・支援
- 権利擁護のための支援
- 関係機関との連絡調整
- 自立支援協議会の運営・・・等

委託料

### 市町村

指定特定(計画作成担当)・一般相談支援事業者(地域移行・定着担当)に委託可

- 障害者・障害児等からの相談(交付税)

サービス等利用計画

指定相談支援事業者  
指定は都道府県知事

- 指定相談支援(個別給付)
  - ・サービス利用計画の作成
  - ・モニタリング
- 障害者・障害児等からの相談

### サービス等利用計画【計画相談】

- 利用者からの相談/アセスメント・ニーズ把握
- 関係機関との連絡調整
- サービス担当者会議の開催
- サービス等利用計画の作成
- モニタリング/計画の見直し・・・等

個別給付

指定特定相談支援事業者(計画作成担当)  
指定は市町村長

- 計画相談支援(個別給付)
  - ・サービス利用支援
  - ・継続サービス利用支援
- 基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

・支給決定の参考  
・対象を拡大

地域移行支援・地域定着支援

- 精神障害者地域移行・地域定着支援事業(補助金)  
(都道府県/指定相談支援事業者、精神科病院等に委託可)

- 居住サポート事業(補助金)  
(市町村/指定相談支援事業者等に委託可)

### 地域移行・地域定着支援【地域相談】

- 【地域移行支援】
  - 入所施設、精神科病院等からの地域移行支援
- 【地域定着支援】
  - 常時の連絡体制を確保し、緊急時等の相談その他の支援

個別給付

指定一般相談支援事業者  
(地域移行・定着担当)  
指定は都道府県知事

- 地域相談支援(個別給付)
  - ・地域移行支援(地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等)
  - ・地域定着支援(24時間の相談支援体制等)
- 基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

障害児支援

### 障害児相談支援【障害児相談】

個別給付

障害児相談支援事業者(児童福祉法)  
指定は市町村長

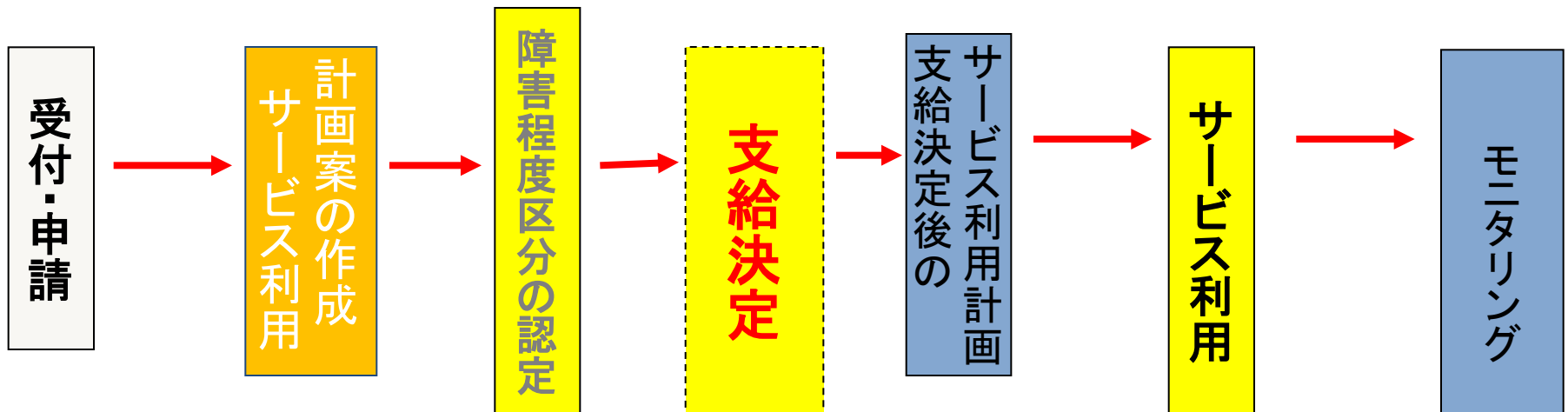
- 障害児相談支援(個別給付)
  - ・障害児支援利用援助・継続障害児支援利用援助

## 相談支援の充実

## 支給決定プロセスの見直し等

- ・市町村(広域連携)に総合的な相談支援センターを設置。
- ・自立支援協議会の活性化のために法律上に根拠を設ける。
- ・地域移行支援・地域定着支援の個別給付化。
- ・支給決定プロセスの見直し。支給決定の前にサービス利用計画案を提出し、支給決定の参考とする。そのために対象者を大幅に拡大。
- ・知的・身体障害者相談員指定の市町村への移譲
- ・相談支援従事者研修の実施主体の拡大

## 支給決定プロセスの見直し



# 事業者指定のイメージ

特定相談支援事業者、障害児相談支援事業者及び一般相談支援事業者各々の指定を一体的に受けることも可能。

特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)

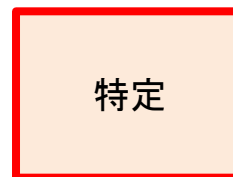
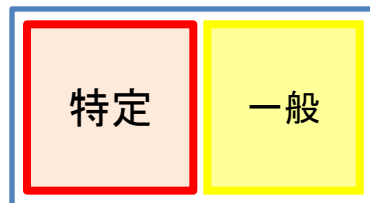
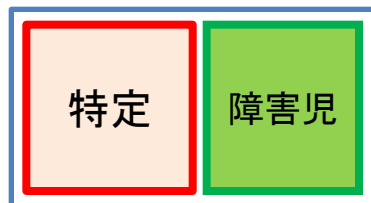
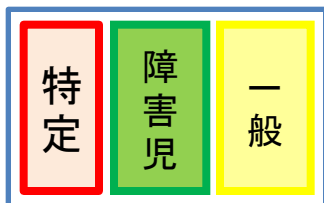
※ 「障害児相談支援事業者」の指定を受ける場合は、障害者自立支援法に基づくサービスと一体的な計画を作成する必要があるため、「特定相談支援事業者」の指定も併せて受けることを想定。

この場合、「障害児相談支援事業者」と「特定相談支援事業者」の両方の指定を受けた事業者についても、対象者を障害児のみとすることも可能とする。

一般相談支援事業者(地域移行・定着支援担当)

(人員基準) 管理者、相談支援専門員、地域移行推進員(仮称)

## 【想定される類型】



# 地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)

サービス利用計画

(障害程度区分)

サービス利用計画

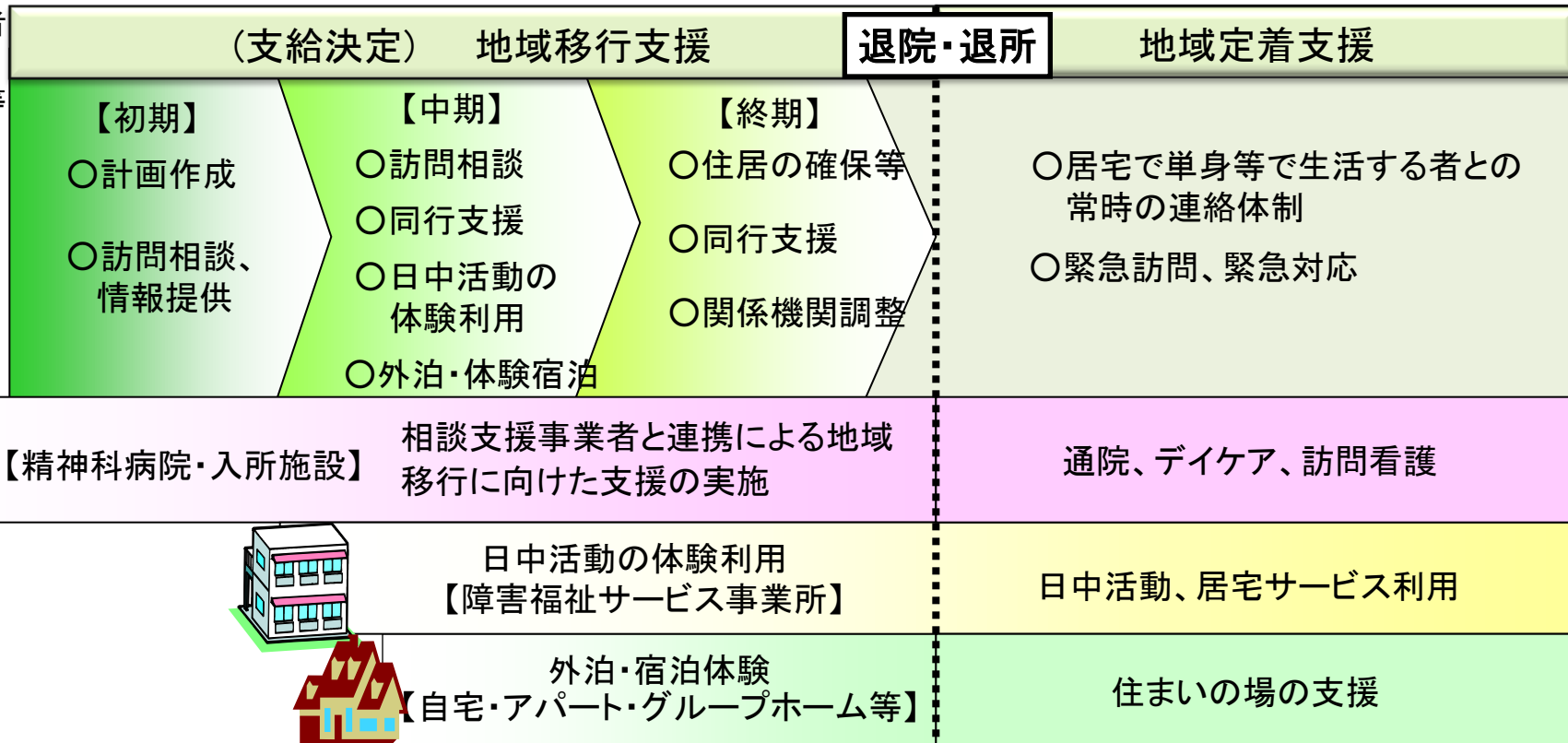
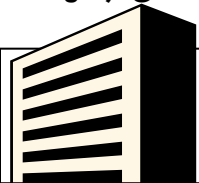
継続相談

(モニタリング)

- ・事業の対象者への周知
- ・意向の聴取等
- ・対象者選定



相談支援事業者へつなげる

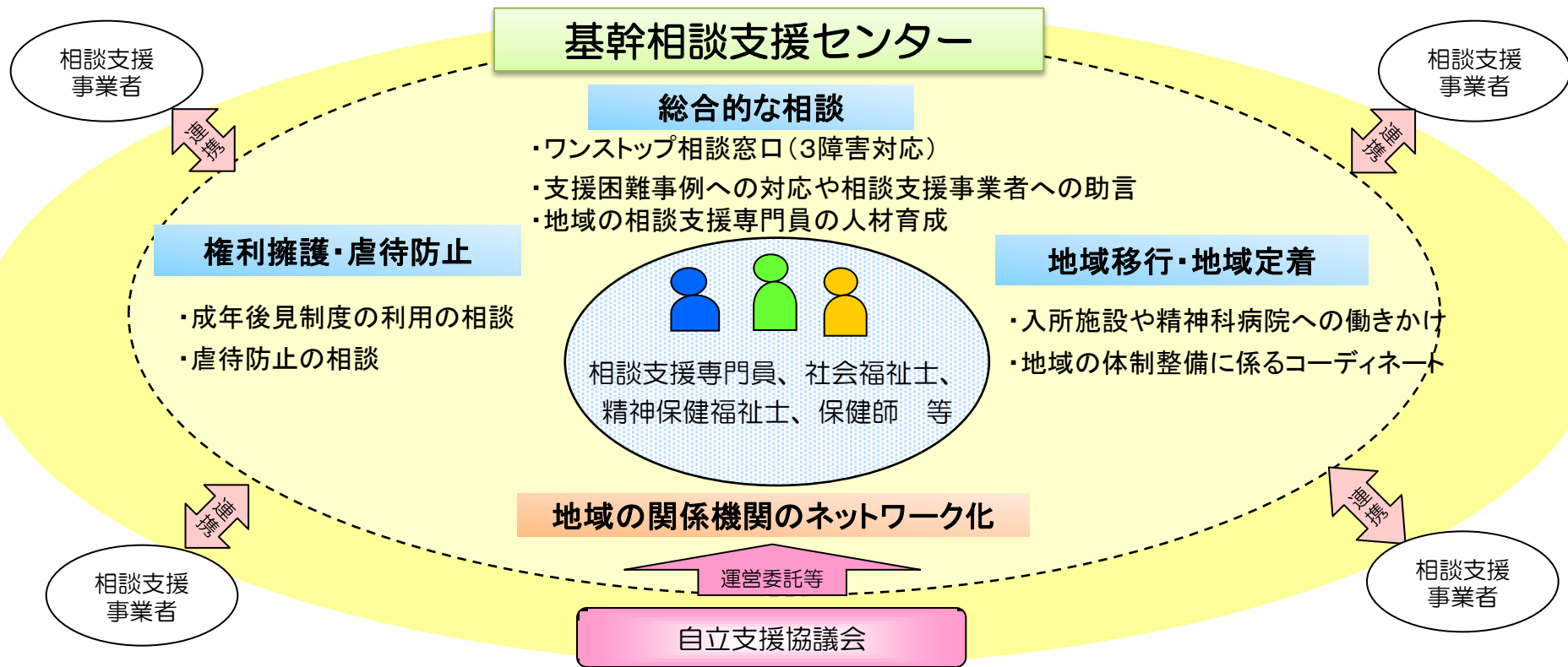


自立支援協議会によるネットワーク化

市町村・保健所・精神保健福祉センター・福祉事務所・障害福祉サービス事業所・障害者就業・生活支援センター 等

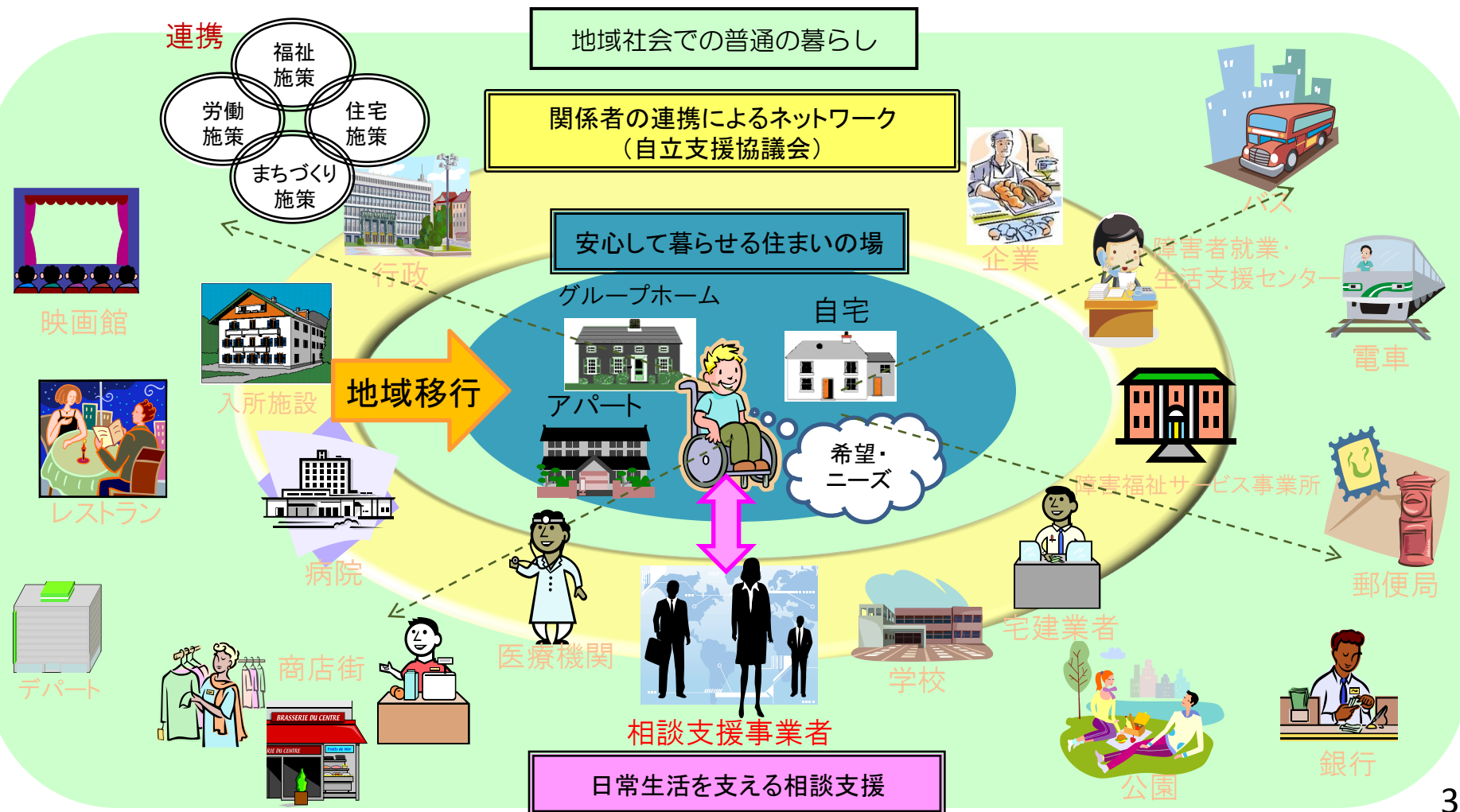
# 基幹相談支援センターについて

- 現状の障害児・者の相談支援体制については、市町村ごとに取り組状況に差があるとともに、身近な地域の相談支援事業者は十分な人員体制がない。
  - ※ H22.4現在 相談支援事業所数 2,843事業所
    - うち 常勤専従の相談支援専門員がいない（691事業所24%）又は1人のみ（1,327事業所 47%）計 2,018事業所（71%）
- このため、社会福祉士などの専門職の配置による一定の人員体制の下、
  - ・ 障害児・者が地域生活をする上で抱える各種の問題や3障害への対応も含めた総合的な相談
  - ・ 地域の相談支援事業者への助言、権利擁護、地域移行も含めた地域の関係機関とのネットワークの強化などの地域における相談支援の中核的な役割を担う機関を設置し、地域における相談支援体制の機能強化や質の向上を図ることが必要。
- こうした役割を担う「基幹相談支援センター」について、昨年12月に議員立法により成立した障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年度から法定化。



# 障害のある人が普通に暮らせる地域づくり

## サービス等利用計画





# 障害者相談支援事業のイメージ

## 地域生活支援事業

- 市町村相談支援機能強化事業
- 住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)
- 成年後見制度利用支援事業
- 障害者相談支援事業 (交付税)



- 福祉サービス利用援助
- ピアカウンセリング
- 本人中心支援会議
- 異分野多職種協働
- 社会生活力を高めるための支援
- 社会資源の活用支援

権利擁護のための必要な事業

**総合的な相談支援**

専門機関の紹介

- 障害程度区分にかかる認定調査の委託の場合
- ・認定調査の実施
  - ・サービス利用意向の聴取
- サービス利用計画作成・フォローの場合
- ・サービス利用計画作成・フォロー支援
  - ・利用者負担額の上限管理

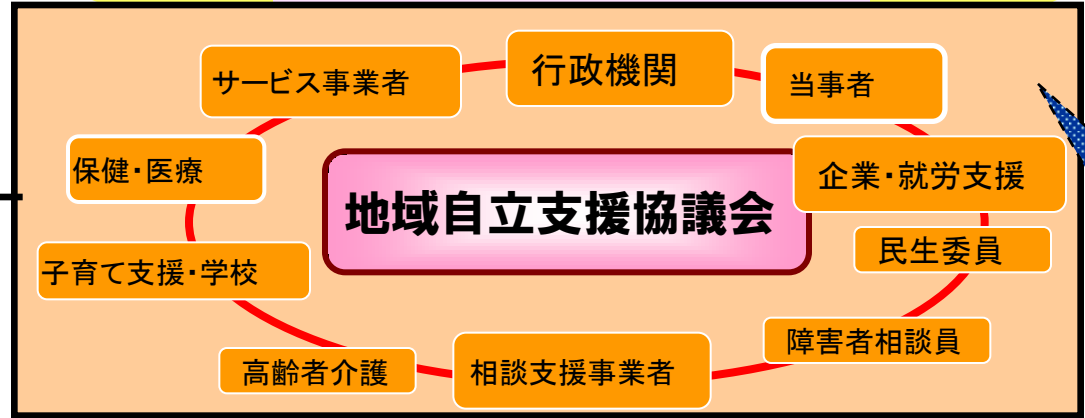


- ・委託相談支援事業の運営評価
- ・中立公平性の確保
- ・困難事例への対応協議調整
- ・ネットワーク構築
- ・地域資源の開発改善
- ・人材活用(専門的職員・アドバイザー)

地域自立支援協議会の運営

## 部会

権利擁護(虐待) 就労支援 地域移行 等



自立支援協議会を市町村が設置し、中立・公正な事業運営の評価を行う他、権利擁護等の分野別サブ協議会等を設置運営する。  
(市町村単位・圏域単位)



# 市町村の自立支援協議会の役割

- 自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。
  - 今回の障害者自立支援法の一部改正を踏まえ、
    - ・ 指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画等の質の向上を図るための体制や、
    - ・ 地域移行支援・定着支援を効果的に実施するための相談支援事業者、精神科病院、入所施設、保健所や地域の障害福祉サービス事業所等による地域移行のネットワークの強化や、障害福祉サービスの利用の組み合わせによる施設入所者の状況を踏まえた地域の社会資源の開発の役割強化が必要。
  - また、障害者虐待防止法の成立を踏まえ、
    - ・ 地域における障害者虐待防止等のためのネットワークの強化が必要。
  - このため、自立支援協議会はこれらの役割を担う旨通知により明確化。  
併せて、市町村は、地域の実情に応じて当該役割を担うための専門部会の設置を検討。
- ※ 今回改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変

## 自立支援協議会

地域移行部会

権利擁護部会

こども支援部会

就労支援部会

核となる部会 相談支援部会  
サービス等利用計画等 評価部会

等

# 制度としての相談支援体系

個別給付

都道府県  
市町村委託  
(一般相談)

サービス等利用計画

指定特定相談支援事業者

障害児相談支援事業者

指定一般相談支援事業者

基本相談

委託相談支援(一般相談)

# 近未来の相談支援

# 独立する相談支援 連携と協調

## 行政

- ・一般相談 (トリアージ)
- ・支給決定権者
- ・計画策定
- ・自立支援協議会

サービス提供

サービス提供

サービス提供

サービス提供事業所

サビ管・支援員

個別支援計画

協議調整モデル  
サービス利用計画

ケアマネジメントチーム

相談  
本人中心  
支援計画

# これからの相談支援

## 相談の社会化=地域に相談支援が独立する

- ワンストップ(たらい回しはしない)
- 行政・サービス提供事業者からの独立
- 市町村窓口の手続き相談・紹介機能に加えて生活全般の相談支援へ
- 窓口相談中心から訪問相談支援が中心へ
- 事業所・施設内相談体制から地域ケア相談体制中心へ
- 家族・専門・行政中心から本人中心の相談へ
- 本人の希望から始まる生活(人生)支援
- ライフサイクルに沿った連続相談支援へ
- ケアマネジメントによる包括的総合的継続的支援(チーム支援)
- 制度利用と私的支援の統合についての相談
- 相談の基本に合理的配慮を

# 本人中心支援計画とサービス利用計画 個別支援計画

- ・ 本人中心支援計画は本人のニーズに基づく総合的生活プラン  
相談支援専門員が本人とともに立案する生活設計。計画立案の対象となるのはセルフマネジメントの難しい支援月の自己決定が必要な人で、相談支援専門員は本人に寄り添い、本人の想いや希望を明確化していく
- ・ サービス利用計画は法が定めるサービス利用の計画
- ・ (本人中心支援計画に含まれ)本人のニーズに基づいて法律などによる福祉サービス等の利用希望を明らかにする計画
- ・ この計画は本人自身による策定、または相談支援専門員が本人とともに策定することができる。
- ・ サービス利用計画は法律によるサービスを利用申請する際に必須とする。

- 個別支援計画は  
本人中心支援計画(サービス利用計画含む)の総合的生活プランの一部としてサービス提供事業の中でのきめ細かな支援の計画を立てる

# 本人中心支援計画・サービス利用計画 個別支援計画

本人の思い、希望

本人エンパワーメント  
支援体制

障害程度区分によるサービス利用

・家族関係の調整  
・地域住民との協働

・アドボカシー  
・社会資源開発等

A事業所

B事業所

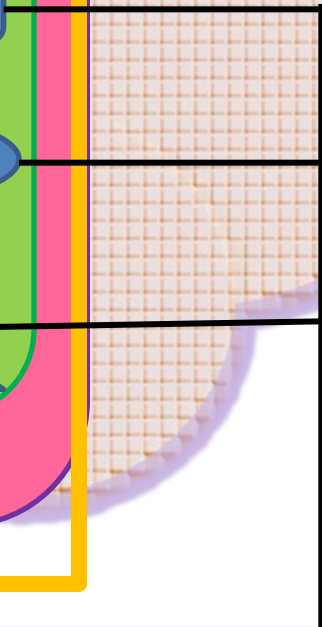
C事業所

多層的相談  
支援体制

本人中心支援計画  
(or セルフケアプラン)

本人サービス利用計画  
(市町村に提出)

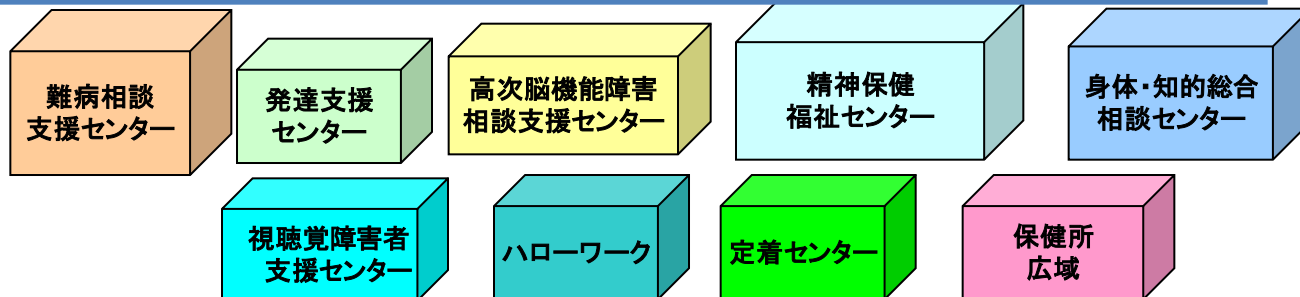
個別サービス計画  
(協議調整による支給決定後の、  
サービス事業所別のプラン)



# どの地域にも多層的相談支援体制

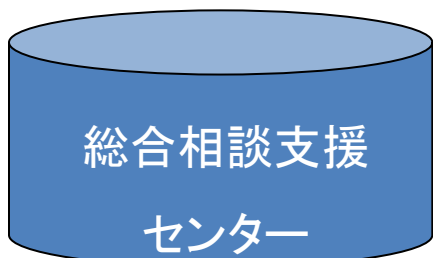
都道府県・  
政令指定都市

<広域専門相談支援センター>

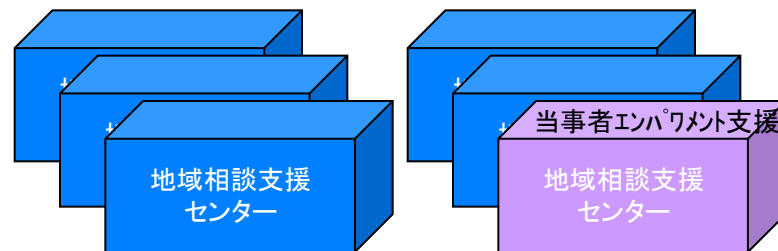


基礎自治体人口別設置基準（※都道府県が指定）

30万人

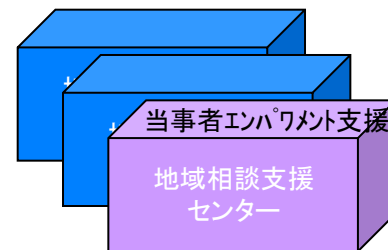


行政、当事者などによる運営委員会等  
よるチェック体制を設ける



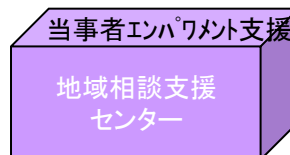
6箇所以上（内、最低1箇所は『当事者エンパワメント支援事業併設型』）

15万人

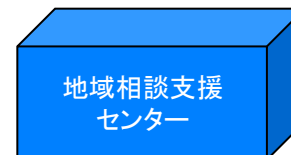


3箇所以上（内、最低1箇所は『当事者エンパワメント支援事業併設型』）

3～5万人



or



1箇所以上



# 本人中心・主体の相談支援の 中心となる考え方

- ・ リカバリー
- ・ エンパワースメント
- ・ ストレングス
- ・ Place-Train モデル

# CMはどんな支援を行うためか

- ケアマネは地域生活を支援するための方法
- ケアマネは生活(社会)モデルを基本としている
- 地域で生活する人をみんな(チーム)で支援する方法
- 支援する内容は 本人のニード中心
  
- 夢・希望・想いを実現するために、本人との協働で行うものです
- 具体的には地域生活を成立させ、維持し、自己実現に向かうことを継続的に支援する。いつも可能性を求めて
- 本人と環境に働きかけ、本人の意向に沿って支援する。本人ができることは支援せず、本人の力が発揮されれば支援を少なくしていきます。夢の実現が目標です。

# ケアマネジメントもいろいろ

- 専門職主導 個人モデル・医学モデル  
専門的に診たてて『これがあなたにとって最も幸せなプランです』と あなたのやるべきことも提示する。任せなさい、悪いようにはしない、私はこの道のプロ、信じなさいといったパターンリズムも 権威も 時に差別も
- 本人中心・主体・主導 社会モデル・生活モデル  
本人が人生設計する。本人の希望、ニードを共に明らかにし、プランを本人と共に立て、共に実践し、本人の納得・満足・妥協などを評価の基準

◆ 制度内ケアマネ

◆ 総合・包括的ケアマネ

# 次の制度改革と総合福祉法の行方

平成24年2月8日 内閣府総合福祉部会に示された  
厚生労働省案は自立支援法改正の方向へ

これでいいのか

平成25年4月

障害者自立支援法は廃止され仮称総合支援法が施行予定？

# 制度改正と国連の障害者権利条約

平成18年12月採択 平成19年9月日本政府調印 平成20年5月3日発効

- 第1条から第50条までである
- 条約批准とは 批准すると条約内容に従って国内法を改正し施行する必要がある

憲法

条約

国内法

条例

## ・障害者基本法

- ・身体障害者福祉法
- ・精神保健福祉法
- ・知的障害者福祉法
- ・発達障害者支援法
- ・高次脳機能障害
- ・特定疾患(難病)

千葉県・北海道・岩手県・熊本  
県障がい者条例 市町村条例

・虐待防止法

今後新たに作る法律?

- ・差別禁止法
- ・心の健康の保持及び増進のための精神疾患対策基本法

# 新たな相談支援のあり方について

## 総合福祉部会「支給決定と相談支援チーム」報告

- ①目的の順守：本人の想いに添う支援体制
- ②目標：目的に添って機能しやすい支援体制

### 1. 「自己決定支援」及び「相談支援」の目的と内容

- ◆相談支援は「障害のある人が地域で暮らし、社会参加していくための自己決定や選択を、その人の立場に立って支援すること」が目的
- ◆障害のある当事者、家族自身が支援を通じてエンパワメントされていくことも、相談支援の重要な目的
- ◆相談支援の対象は、福祉制度を利用する際の相談のみではなく、障害疾病などの理由があって生活のしづらさ、困難を抱えている人々に、福祉・医療サービス利用のいかに関わらず幅広く対応する。
- ◆当事者の抱える問題全体に対応する包括的支援の継続的なコーディネートを行う。
- ◆ニーズを明確にするとともに、その個別のニーズから、新たな地域での支援体制を築くための地域への働きかけも同時に行う。(自立支援協議会との連携の在り方を明確にする。)

# 安心の暮らしのための 生活支援の基本条件

## 相談体制の確保

相談支援専門員は中心となって

地域で暮らす障がい者に相談支援で希望と安心を提供

3つの生活支援の基本条件は

ノーマライゼーションの原理でもある

- 安心の基地      生き場「住居」資源があること
- 日中活動の      行き場「日課」資源があること
- 自由・解放の      生き場「余暇」資源があること

最後に

## 本人・家族・専門職・支援者の 共通言語 『リカバリー』

### 本人主体・中心・主導の相談支援

- 真に受けて取り組む
- 決してあきらめない
- 必ずいつかは

NPO法人日本相談支援専門員協会

平成21年1月12日 設立

代表理事:門屋充郎(北海道)

副代表理事:福岡寿(長野県) 玉木幸則(兵庫県)

事務局長:中島秀夫(滋賀県)

本部事務局:滋賀県湖南市若竹町1-6

甲賀地域ネット相談サポートネット内 <http://nsk09.org/>